

答 申

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る伊賀市長（以下「実施機関」という。）が平成28年9月23日付け伊課第1330号により行った非公開決定（以下「本決定」という。）はこれを取り消し、次の行政情報を対象文書として特定し、改めて公開の決定をすべきである。

ア) 平成22年度固定資産税の課税誤り（市街化区域内農地）について（報告書）

【伊課第169号 平成22年4月21日付け】

イ) 課税誤りに関する実態調査の回答について（伺）

【伊課第3155号 平成24年3月8日付け】

ウ) 平成22年度固定資産税の課税誤りとお詫び 2通

【平成22年4月19日付け】

エ) 平成22年度名寄帳兼固定資産課税台帳の修正分の送付について（お詫び）2通

【平成22年4月22日付け】

第2 審査請求の経緯

- 1 審査請求人は、平成28年9月12日、条例第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、以下に掲げる行政情報の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

【本件請求】

伊賀市の固定資産税に関し、

- ① 過去に過徴収事例があったか否かの調査に関する一切の情報（個人と法人の別、1件あたりの金額、過徴収の始期と終期、返還の有無）
 - ② 過去に過少徴収事例があったか否かの調査に関する一切の情報（個人と法人の別、1件あたりの金額、過少徴収の始期と終期、追加徴収の有無）
- 2 実施機関は、本件請求に係る行政情報として、「合併以来納税義務者ごとに作成された個々の調査票及び名寄帳兼課税台帳（以下「本件文書1」という。）」を特定した上で、「伊賀市情報公開条例（平成16年11月1日条例第15号。以下「条例」という。）第7条第2号に規定する個人に関する情報及び同条第3号に規定する法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報である」という理由と付して、平成28年9月23日付け伊課第1330号により審査請求人に行政情報非公開決定通知書を送付した。

また、実施機関は、本件請求に係る行政情報として、「固定資産税・都市計画税の課税誤り等による税額修正に関する実態調査（市町村個票）（平成28年9月2日三重県へ回答）（以下「本件文書2」という。）」を特定した上で、平成28年9月23日付け

伊課第1331号により審査請求人に行政情報公開決定通知書を送付した。

- 3 審査請求人は、平成28年9月27日、本決定を不服として、実施機関に対して審査請求を行った。
- 4 実施機関は、平成28年10月7日、条例第20条第1項の規定に基づき当審査会に対し諮問を行った。

第3 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のように要約される。

- 1 本件請求に係る審査請求人による公開請求書の記載内容から、「伊賀市の固定資産税に係る過徴収又は過少徴収に関する個々の調査及び課税資料」に係る行政情報として、本件文書1を特定した。本件文書1には、納税義務者の氏名・住所のほか、当該個人又は法人と協議した経緯及び詳細が時系列に列記されている欄や課税額の修正内容等が記録されており、強度な個人情報又は法人情報を含んでいることから、条例第7条第2号及び同条第3号に該当する。
- 2 本件請求のうち、「過徴収又は過少徴収があったか否か」については、本件文書2に「平成24年度から平成27年度までの固定資産税・都市計画税の課税誤り等による税額修正8項目に係る件数及び金額」について記載があるため、当該文書を本件請求に係る行政情報であると解し、審査請求人に対し、平成28年9月23日付けで公開を決定した。なお、本件請求の「過徴収の返還の有無」については、収税課の所管事務であるため、当該担当部署より不存在決定としている。

第4 審査請求人の本決定に対する意見

審査請求人の主張は、おおむね次のように要約される。

- 1 本決定は、非公開とすべき理由がないにもかかわらず、実施機関が非公開決定したもので違法である。
- 2 本件請求に対し実施機関が特定した本件文書1は、本来、審査請求人が意図し公開請求した行政情報ではない。本件請求の意味するところは、国・県等からの通達を契機に実施した固定資産税の課税誤りに関する調査によって判明したと考えられる市のこれまでの過誤情報の総括、統計的結果、過誤徴収の原因究明を行った経過又は是正措置に関し個々の案件を取りまとめた文書及び過誤徴収があった場合に納税者に発信される文書若しくはその際の起案・決裁文書である。市民の知る権利を保障するためにも、市の過誤情報について適正に公開すべきである。

第5 実施機関の本件対象文書に係る再調査に関する意見

本決定に対し審査請求がなされ、当審査会が審査請求人の意見陳述により審査請求の趣旨を確認したところ、実施機関と審査請求人との間で公開を求める行政情報の特定に

あたって齟齬があることを確認した。その後、対象文書の再調査を行った実施機関の主張は、おおむね次のように要約される。

- 1 本件請求における「請求する行政情報の件名又は内容」欄の記載内容について、審査請求人と実施機関担当者との間で解釈に違いがあったため、審査請求人の意見陳述より確認した行政情報について、本件請求に関連する簿冊、文書システム内に残存する電子データ等を再調査したところ、次に掲げる行政情報を対象文書として改めて特定した。

ア) 課税誤りに関する実態調査の回答について（伺）

【23伊課第3155号 平成24年3月8日付け】

本件請求に対して、審査請求人に公開決定とした本件文書2の前回分にあたる調査である。この調査は、県に対して回答を行った平成21年から平成23年までの3年間の税額修正に関する実態調査である。修正件数の合計を全て足すと、異議申立人が提示した新聞報道に記載されている課税誤りの件数1,052件に合致する。当該文書については必要に応じて公開としたい。なお、当該文書は、文書の保存期限を過ぎているため原本は廃棄処分しているが、文書管理システム内に残っていた電子データを特定したものである。

イ) 平成22年度固定資産税の課税誤り（市街化区域内農地）について（報告書）

【22伊課第169号 平成22年4月21日付】

平成21年度中に情報政策課（現在の企画振興部広聴情報課）へ依頼し介在山林の課税標準額に係るプログラム修正を行った際、修正が必要ない市街化区域内農地について、算定していた特例措置や負担調整措置の計算プログラムが外れ宅地課税としたことによる課税誤りに係る顛末を記した文書である。当該文書は、文書の保存期限を過ぎているため原本は廃棄処分しているが、文書管理システム内に残っていた電子データを特定したものである。全部公開としたい。

なお、上記ア)の実態調査において、平成22年度における土地の減額修正での「負担調整・特例等適用誤り」の欄にある778件のうち722件については、このプログラム修正のミスにより発生したものである。プログラム修正のミスによる過誤徴収の件数を除くと3年間の固定資産税の課税修正は280件となるが、この280件の殆どは現況変更等に伴う地目の修正や家屋滅失の報告に伴う課税修正であって、その場合、今後の対応策等を協議しないため本件請求に係る対象文書としては、審査請求人に対し非公開とした本件文書1のみ存在する。

第6 審査会の判断

1 本件文書の特定について

- (1) 実施機関が開示を実施した際、本件請求の趣旨に対する認識について、実施機関と審査請求人との間で齟齬が生じており、本件請求に係る対象文書の範囲が不

明確になっていた。そのため、審査請求人が本来請求していた行政情報を改めて確認した上で、当審査会が実施機関に本件請求に係る行政情報の再確認を依頼したところ、実施機関は、上記ア) 及びイ) の文書を特定し、次のとおり説明があった。

ア 実施機関は、本件請求に係る対象文書の特定に際し、公開請求書が提出された時点から非公開決定を行うまでの間、審査請求人との面談・電話連絡等により請求文書の確認をしていない。

イ 市が保有する全ての文書等を確認したが、上記ア) 及びイ) の文書以外に本件請求に該当する行政情報は一切存在しない。

(2) 審査請求人は、課税誤りの対象となった納税義務者に対する謝罪文、決裁文書等についても請求対象であると主張している。そのため、実施機関の特定した上記イ) の文書中にある「お詫び文を発行した」という記載に基づき、当審査会が実施機関に対し、納税義務者に対する謝罪文等の有無について確認したところ、実施機関は、次のウ) 及びエ) の文書を特定の上、次のとおり説明があった。

ウ) 平成 22 年度固定資産税の課税誤りとお詫び 2 通

【平成 22 年 4 月 19 日付け】

エ) 平成 22 年度名寄帳兼固定資産課税台帳の修正分の送付について (お詫び

2 通 【平成 22 年 4 月 22 日付け】

納税義務者に送った謝罪文については、上記のウ) 及びエ) が本件対象文書として特定できる。ウ) 及びエ) は、必要性が認められれば、開示することに支障はない。

(3) 実施機関は、上記ア) からエ) までの文書を本件対象文書として特定したが、これ以外に対象文書が存在しないという説明だった。

以上のような実施機関の説明には、疑いを差し挟む余地はないものと当審査会は判断した。

2 本件文書の公開の可否について

(1) 条例第 7 条第 2 号及び同条第 3 号の該当性について

実施機関の再調査により特定された上記ア) からエ) までの文書の条例第 7 条第 2 号及び同条第 3 号の該当性について検討する。

ア 条例第 7 条第 2 号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもの」については非公開とすることを規定しており、同条第 3 号は、「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」については非公開とすることを規定している。

イ 実施機関は、上記のア) からエ) までの文書について、いずれも公開することは支障ないと説明しており、当審査会としても、上記のア) からエ) までの文書について、いずれも条例第7条第2号及び同条第3号に該当する情報は記載されていないと判断する。ただし、ア) 及びイ) には、起案文書に職員の氏名が記載されており、プログラム修正のミスにより課税誤りが生じた当時、当該職員が懲戒処分を受けている場合は、当該職員の私生活に影響を及ぼす恐れがある情報として、条例第7条第2号により、氏名は非公開とすべきである。

3 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が特定した行政情報のうち、「審査会の結論」に示した行政情報については公開することが妥当であると判断する。

付言

本件では、請求対象となっている行政情報を特定する際、実施機関が請求者に対し対象文書の確認を怠ったことにより、当初実施機関が想定した行政情報と審査請求によって明らかになった本来請求していた行政情報との間に齟齬が生じる要因となり、審査請求に至ったものである。

条例第3条には「実施機関は、市民の知る権利を尊重し、行政情報の公開が適正に行われるようにこの条例を解釈し、運用しなければならない」と規定されている。

これを受けて、当審査会は、今後、公開決定を行おうとする実施機関に対し、請求者から公開請求書が提出された際は、請求者との連絡を密に取り、対象文書の正確な特定に努めるよう対応を求める。

審査会の処理経過

年 月 日	処理内容
平成28年10月 7日	諮問書受理
平成29年 3月30日	審議① 実施機関からの意見聴取 審査請求人の意見陳述
5月19日	審議② 実施機関からの意見聴取 答申案の調整
7月13日	答申